

## ○建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領

平成28年3月10日

九重町告示第19号

改正 令和8年4月6日告示 61号

### (趣旨)

第1条 この要領は、平成26年6月に公布された建設業法の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止及び不正行為排除のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申し込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされ、さらに令和6年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、入札契約適正化法が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために、不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないとされた。（入札契約適正化法第12条）また、各公共工事発注者は、内訳書の内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定された（入札契約適正化法第13条）ことを踏まえ、九重町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札金額内訳書の提出及び審査等について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 町発注工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）及び指名競争入札の入札参加者は、入札書の提出と同時に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、一度目の入札が成立したが不落札となり、引き続き入札を行う場合にあっては、内訳書の提出は不要とする。

2 予定価格が500万円以上の建設工事に関する委託業務及び町長が必要と認める業務（予定価格の事前公表試行要領第6条1項）

### (提出方法)

第3条 内訳書の提出方法については、九重町電子入札取扱要領（平成19年4月16日付け九総第142号）の規定による。

### (内訳書の記載内容)

第4条 内訳書の記載内容については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 土木関係工事 閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。また、うち書きの「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の欄についても記載することとする。

なお、土木関係工事とは、次号に記載した建築関係工事以外の工事をいう。

- (2) 建築関係工事 閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。また、うち書きの「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の欄についても記載することとする。

なお、建築関係工事とは、主に建築工事及び建築物及び建築物の敷地に付帯する工事（建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等）をいう。

- 2 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、前項第1号又は第2号に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。
- 3 総合評価落札方式において、発注者が内訳書の様式を提供した場合、原則としてその様式を使用するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 発注者は、内訳書の提出等について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

（内訳書の審査方法）

第6条 審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

- 2 内訳書の審査にあたり、追加資料の提出は求めない。ただし、発注者が必要と認めた場合には、当該落札候補者に説明を求めることができる。
- 3 落札候補者以外の応札者が提出した内訳書については審査対象としない。

（審査基準）

第7条 落札候補者の内訳書が、次の各号に該当する場合は、九重町財務規則（昭和40年9月1日九重町規則第2号）第102条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（PDF形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、九重町電子入札取扱要領で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加について発注者の承認を受けたものに限る）に添付して紙で提出された場合は除く。）
- (2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合
- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合
- (4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。）

- (5) 土木関係工事において、工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合
- (6) 建築関係工事において、種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合
- (7) その他重大な不備がある場合  
(提出された内訳書の取扱い)

第8条 入札書提出期限後における内訳書の差替、追加は認めないものとする。

- 2 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。ただし、審査した内訳書以外は、システムサーバー内での保管とする。
- 3 発注者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。  
(その他)

第9条 町発注工事の受注者となった者に対しては、工事完成後に、入札時に提出した内訳書と精算額が対照できる工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出を求める工事は、発注者が入札公告等において定めたものとする。

- 2 入札談合に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、「大分県談合情報対応マニュアル」に準拠するものとし、第6条の規定に関わらず、追加資料の提出を求める場合がある。
- 3 低入札価格調査を実施する場合は、別途、「九重町低入札価格調査実施要領（平成30年6月20日九重町告示第53号）」第8条第2項第1号による入札価格の内訳書の提出を求める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日告示123号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和8年4月6日告示 62号）

この告示は、令和8年4月15日から施行する。